

No.1 太陽光発電システム

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品又は自作品でないもの ・日本工業規格（JIS 基準）又はそれに準じた認証等を受けたもの ・性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの ・電力会社との電力受給契約に基づき電力の受給を行うもの
補助対象経費	<p>①機器費</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 太陽電池モジュール イ インバータ・保護装置（パワーコンディショナ） ウ カラーモニター エ 架台 オ 接続箱 カ 交流側開閉器 キ 余剰電力販売用電力計 ク 配管配線器具 <p>②設置工事費</p>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ①所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書兼請求書(家庭用)(様式第2号) ②事業概要書（別紙1号） ③契約書等の写し（補助対象経費が確認できるもの） ④領収書等の写し（社印等の押印があるもの） ※申請年度のものに限る。 ⑤施工写真（建物全景及び太陽電池モジュール・パワーコンディショナの施工後の写真） ⑥太陽電池モジュールの配置図 ⑦電力会社との電力受給契約を証する書類の写しとして、次のいずれか。 <ul style="list-style-type: none"> ・「接続契約のご案内（需給契約締結後、電力会社の専用HPよりダウンロードできます）」 ・電力受給契約申込書の写し（接続契約承諾日が確認できるものに限る。） ⑧案内図（住宅地図等） ⑨建物所有者共有名義人同意書（書式4） <ul style="list-style-type: none"> ※申請者以外の建物所有者又は機器の共有名義人がいる場合。 （建物所有者と名義人が別人の場合は、それぞれ必要。） ⑩三世代の同居及び続柄が確認できる書類（住民票の写し及び書式10） <ul style="list-style-type: none"> ※三世代同居の加算措置の適用を受ける場合。 ⑪小規模太陽光設備の設置等に関する書類（埼玉県アンケート（1）及び使用電気量確認のための委任状） <ul style="list-style-type: none"> ※小規模太陽光の加算措置の適用を受ける場合。

備考

- ・「太陽光発電システム」とは、太陽電池を利用することにより、太陽光を受けて発電するシステムのことをいいます。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等の写しは、販売証明書（書式1）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。
- ・小規模太陽光の加算措置を受ける場合には上記書類の他、実施から1年間の発電量調査等にご協力いただく必要があります。